

# 令和4年度宮城県青少年問題協議会

日時：令和4年11月2日（水）  
午前10時から正午まで  
場所：行政庁舎9階 第一会議室

## 令和4年度青少年問題協議会 会議録

日 時：令和4年11月2日（水）午前10時～正午まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

出席者：梨本雄太郎委員，館田あゆみ委員，羽田さゆり委員，尾坪博史委員，伊藤宣子委員，藤田祐子委員，藤石伸子委員，秋田敦子委員，佐々木伸明委員，伊勢みゆき委員，小関美江委員，大友重明委員，高田美和子委員代理（村上靖子ども総合センター所長），佐藤靖彦委員，伊東昭代委員代理（嘉藤副教育長），横山裕委員代理（高橋少年課長）

欠席委員：伊藤哲也委員

関係課室：11課中11課出席

傍聴者：1人

### 1 開 会

司会：環境生活部共同参画社会推進課 野口副参事兼総括課長補佐

### 2 挨拶

挨拶：佐藤靖彦環境生活部長

### 3 委員紹介

### 4 議 題

- (1) 令和3年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について
- (2) 青少年健全育成条例の一部改正について
- (3) その他

---

### 挨拶

佐藤部長 宮城県環境生活部長の佐藤でございます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃より本県の青少年行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことを改めて感謝申し上げます。

本協議会ですが、青少年の健全な育成等に関する総合的施策の必要な事項について、関係者の皆様に御審議いただくことを目的に、歴史は古く、昭和28年に設置された協議会でございます。

本日は昨年度からスタートいたしました、みやぎ子ども・若者育成支援計画の第3次計画に基づき実施した報告をさせていただき、御意見を伺うということといたしております。

現在の青少年の抱える問題は、児童虐待や不登校、ひきこもり、貧困等、多様化・深刻化し、早急な対応が求められるところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、子ども・若者の孤独・孤立の問題も顕在化する等、状況はさらに深刻さを増しており、このような状況が子ども・若者の成長にどのような影響を及ぼすのか注視していく必要があるか考えているところであります。

県といたしましても、子ども、若者の様々な課題に関係機関と連携、協働しながら引き続き、適切な支援にしっかりと取り組んで参りたいと考えているところであります。

委員の皆様には本日議題とさせていただいておりますことに対しまして忌憚のない御意見、御提案をいただきますようお願い申し上げます。

また、この会議が有意義なものになりますよう御祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司 会 それでは、これより議事に入ります。宮城県青少年問題協議会条例第5条の規定により、ここからの進行につきましては、梨本会長をお願いいたします。

(1) 令和3年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について

梨本会長 本日も多くの方にお集まりいただきましてありがとうございます。多くの方々が集まることにこの会議の意味があると思っております。この協議会の扱う領域が非常に広いものになっておりまして、一人の委員がすべてを理解するというのはなかなか難しいことだと思います。そのような意味で多くの委員が力を合わせて検討して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題に入らせていただきます。本日の議題はその他も含めて3点となっておりまして、まず(1)「青少年の健全な育成に関する施策の実施状況」についてです。先ほども説明ありましたが、昨年度からみやぎ子ども・若者育成支援計画(青少年の健全な育成に関する基本計画(第3次))が施行されていますが、それに関する報告ということになります。

資料1-1が多めになっておりますので、区切って進めて参りたいと思っておりますが、まず資料1-1の最初の1ページ目から3ページ目の「はじめに」という部分について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局の共同参画社会推進課の松原と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。それではお手元の資料1-1を御覧ください。こちらは令和3年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況(案)になります。それでは、ページを開いていただきまして、「I はじめに」の1ページから3ページまで説明させていただきます。1ページを御覧ください。この報告書は、青少年健全育成条例第13条の規定により、県が毎年度実施した施策の内容を取りまとめ、報告書として作成するものでございます。掲載内容につきましては、皆様のお手元に届いております、資料1-3みやぎ子ども・若者育成支援計画の冊子(青色)になりますが、そちらをもとに令和3年度における主な施策の実施状況や主要指標の達成状況などを掲載しております。

また、公表に当たっては本日の青少年問題協議会で御意見をいただいた上で行うこととしております。

2ページから3ページを御覧ください。こちらは、第三次計画についての説明となります。計画の詳細については、先ほど申し上げました資料1-3みやぎ子ども・若者育成支援計画の冊子に掲載しておりますが、概要につきましては、お手元の資料1-2、A3判の用紙になります。そちらを御覧いただければと思います。こちらの上段の真ん中に位置付けがございます。そちらを御覧ください。この計画は青少年健全育成条例に規定する、青少年の健全な育成のための基本計画として作成しております。

また、国の子ども・若者育成支援推進法に規定する都道府県の子ども・若者計画としての位置付けもございます。右上の欄をご覧ください。計画の期間ですが、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。先ほど見ていただきました位置付けの下の段を御覧ください。対象ですが、この計画は0歳から30歳未満までとしており、施策によっては、40歳未満まで対象にしているところでございます。

次に左下の二つ目の欄を御覧ください。計画の基本理念は、「みやぎの子ども・若者の現在(いま)と未来を応援します」とし、理念に基づき4つの基本的方向、その下に7つの基本施策、さらにその下に11の取組といった施策体系で展開し、基本的方向ごとに力を入れる4つの重点項目を設け、各種施策を実施しているところでございます。

私からの説明は以上となります。

梨本会長 ただいまの説明に関して、質問や意見等ありましたらよろしくお願いいたします。全体の確認ということでよろしいでしょうか。

それでは早速ですが、次に進みたいと思っております。次に資料1-1に戻りまして、4ページ以降の「II 青少年の現状及び主な施策の実施状況について」に移ります。こちら分量がありますので、4つの基本的方向ごとに分けて議論を進めていきたいと思っております。

まずは「1 基本的方向1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する」の項目について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは資料1-1の4ページを御覧ください。ここでは4ページから12ページまで、説明させていただきます。はじめに「II 青少年の現状及び主な施策の実施状況について」

「1 基本的方向1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する」「(1) 基本施策1 心と体の健やかな育成支援」について、現状を説明いたします。

本県の子ども・若者の30歳未満の人口ですが、令和3年10月1日現在で約61万人となっており、図表1の通り、県の総人口に占める子ども・若者の割合は、年々減少している状況です。次に本県の外国人児童生徒数は、図表2の通り、前年度と比較して、令和3年度は小学校、中学校で増加していますが、高等学校では減少しております。5ページ、本県の小学6年生の朝食欠食率については、図表3の通り全国と同様に令和3年度は上昇しています。下の欄、令和元年度の日本や住んでいる地域のことについて外国の人に知ってもらいたいと思うと答えた児童生徒の割合については、小学6年生、中学3年生ともに本県の割合が全国の割合を上回っています。なお、この調査は全国調査で行われておりまして、令和2年度、3年度とともに実施されていないところでございます。

6ページをお開きください。令和元年度の外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思うと答えた児童生徒の割合は、小学6年生、中学3年生ともに本県の割合が全国の割合を下回っているところです。こちらの調査につきましても同様に令和2年度、3年度は調査が実施されておりません。

次に「基本施策1 心と体の健やかな育成支援」における主な施策の実施状況について説明します。6ページの下段にあります主な施策の実施状況を御覧ください。左から指標番号、関連事業名、事業内容、令和3年度の実績、主管課室等の順に記載しております。主なもののみ説明しますので、該当の指標を御覧いただければと思います。「指標1 基本的生活習慣定着促進事業」では、ルルブルのウェブサイトの制作や、動画を作り、テレビCMで放送するなど基本的生活習慣の定着の大切さを広く呼びかけ、生活リズムの向上に努めております。

7ページを御覧ください。「指標3 小中学校学力向上推進事業」では、学力向上研究指定校を小学校で3校、中学校で1校を指定し、教員の指導力向上のための実践研究の推進などを行いました。「指標5 外国青年招致事業(JETプログラム)」では、宮城県内16団体でALTを雇用し、事業において実践的な場面を想定した言語活動等を行い、英語教育の充実を図ったほか、校内や地域行事等へ参加し、児童生徒と交流することで、国際理解の促進を図ったところでございます。なお、基本施策1に関連する各種事業につきましては、この資料の後ろの方にありまして、42ページの番号1から46ページの番号26までの事業となっているところでございます。

8ページをお開きください。主要指標の状況について説明します。はじめに主要指標全般について説明させていただきます。真ん中にあります一覧表を御覧ください。指標の設定につきましては、様々な事業の中から、一定の期間の進捗を図るものとして第3次計画を策定した際に設定しております。一覧表では令和2年度と令和3年度の指標、令和7年度の目標値と達成率を記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査や事業が中止となったため令和2年度の指標で掲載されていないものもでございます。また、主要指標の個別の詳しい状況についてはこちらの資料の29ページから41ページに番号順にそれぞれ掲載しているところです。

それでは8ページ、基本施策1の主要指標について説明します。ここでは5つの指標のうち、達成率90%以上の指標は4指標となりました。

このうち「指標4 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値との差」については全国平均をわずかに下回っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により運動する機会が減少することがないよう、Web運動広場としてマラソンや縄跳び大会の主催等を行い、体力の向上に取り組んだところでございます。

一方で、「主要指標2 小中高校生の1ヶ月間の平均読書冊数」については、前年度の実績を下回りました。学校で読書する機会の減少が一定程度反映されたものと思われることから、家庭等の学校内の読書活動の推進が必要となっております。

続きまして9ページを御覧ください。「(2) 基本施策2 子ども・若者の社会参加機会の提供」の現状について説明します。

本県の地域や社会をよりよくするために何をすべきかを考えることがあると回答した児童生徒の割合が、図表6の通り令和3年度の小学6年生は全国の割合より下回っています。

一方で、中学3年生の割合は全国を上回っているところです。

下の図表7を御覧ください。本県の将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合は、小学6年生、中学3年生ともに全国の割合を上回っています。

10ページをお開き願います。令和3年の完全失業率は、こちらは全国の調査となりますが、15歳から24歳で0.1%減少しています。その他の項目については、前年と同様の状況です。

次に、基本施策2における主な施策の実施状況について説明します。11ページを御覧ください。

「指標7 高卒就職者援助事業」につきましては、合同就職面接会や合同企業説明会を開催し新規高卒者の就職促進等を図りました。

「指標8 ネクストリーダー養成塾」では、宿泊研修とオンライン研修のハイブリッド形式で開催し、次代の地域を支える人材の育成に取り組んだところです。

なお、関連する各事業につきましては、47ページの番号27から49ページの番号46までとなっております。

12ページをお開きください。基本施策2の主要指標の一覧でございます。ここでは3指標のうち、達成率90%以上の指標は2指標でした。そのうち、「指標6 JICA青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加者数（累計）」については、前年度より8名増加しております。これは新型コロナウイルス感染症が収束傾向となり、他国への渡航が徐々に可能になった等が理由として挙げられます。

「指標8 意見募集事業へのネクストリーダー卒業生の参加率」については、ネクストリーダー養成塾の卒業生に働きかけ、地域で主体的に活躍できる人材になるためのステップ事業である県の政策課題等に意見表明する意見募集事業への参加を募りましたが、目標値には及びませんでした。オンラインでネクストリーダー養成塾を受講した子どもの参加率が低いことから、より一層の周知を図っていく必要があると考えております。基本的方向1の説明は以上となります。

梨本会長 御説明ありがとうございました。それぞれの施策に関係する各課室の方から何か補足的な説明がありましたらお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。特にないでしょうか。

それではただいま御説明いただきました基本的方向1についてその説明の内容あるいは資料の内容について委員の皆様から質問、意見等あればお願いします。

では尾坪委員をお願いします。

尾坪委員 施策の実施状況の中で、宮城県の子ども体力運動能力における令和3年度の報告になりますが、私の子どもが小学6年生だったので、縄跳びってというのはやっぱりコロナ禍にあってもすごくいい運動だと思っていました。子どもの小学校で取り組んでいることもあるのですが、マラソンなどの企画を通してってところが、保護者から見てあまり印象がないので、広報や宣伝をして、それらの活動をしっかりアピールしていただければと思います。

もう1点ですね、資料の中で仙台市を除くという表現がありますが、これは仙台市を除くという表現のところ以外は、宮城県全体ということでよろしいでしょうか。

梨本会長 ありがとうございます。1点目の体力運動能力のことについては学校で取り組まれているかっていうこともあるでしょうし、あるいは保護者等に対しても県内行政からPRみたいなものももっとあってもいいのではないかってことでしょうか。担当の部署から説明いただけますでしょうか。

保健体育安全課 縄跳びについては平成25年度ごろから始めており、マラソンの方もつい最近、取り組み始めたところなのですが、確かに御指摘の通り、まだまだ周知というところでは、すべてに行き渡ってないというところもありますので、課の方に持ち帰り、さらに周知をしていきたいというふうに考えております。

梨本会長 他に基本的方向1に関していかがでしょうか。では、私の方から教育に関わるところになりますが、ひとつは小中高校生の1ヶ月間の平均読書冊数というのが指標にもなっています。これは指標を決めるときにも議論があったと思えますし、もっと前からも議論があったのですけれども、今時本を何冊読んだかっていうことにこだわることの意味をもう少し丁寧

に説明をしておくべきではないかと思いました。子どもだけではなく大人もネットで色々なものを読むということもありますので、読み物を読むとか、調べ物をするとか、必ずしも本をたくさん読んだということだけで測れないものもあるようにも思います。

ただその一方で、ネットだけがすべてでいいのかっていうとやっぱり紙の本を読むことも必要だという議論もあるかと思しますので、是非ともそのあたりをどう考えるかっていうことをもう少し丁寧に説明をすることがあっていいかなと思しましたので、これも御検討いただければと思います。

あともう一つ。その次の指標で全国学力学習状況調査の平均正答率、全国平均との比較がいつも出てくるのですが、これはこれとして意味があるかと思しますが、要はこの点数を上げるためにどのような取組をしたのかのところもうちょっと説明があってもいいかなというふうに個人的には思っています。例えば他の項目も同じで、学力調査の部分だけではなくて文科省の学習状況調査の方でどのような取組をしているのか。例えば学校単位の質問だったと思いますけれども、いわゆる探求的な学習を学校で力を入れているかどうか。つまりもうテストのための勉強だけじゃなくって、世の中に出てから必要な力っていうのは答えがない問題もありますし、答えが複数あるような問題もありまして、そのような問題を学校で扱うことによって、何のために学ぶのかっていうようなことを子どもにきちんと伝えて、学んでいくようにしている。結局それはいろんな思考力・判断力・表現力色んなものに結びついてくるのではないかと思まして、そういったところにどれだけ力を入れた結果として、点数がどうだったのかということが出てくるならわかるのですが、点数に行く前の部分もうちょっと説明を丁寧にいただければと思います。以上御検討いただければと思います。

義務教育課または生涯学習課で何か補足がありましたらお願いします。

生涯学習課 読書冊数のことにつきましては指標の立て方というより、今の読書活動について担当している課としてのお話ということでよろしいでしょうか。

今、第4次みやぎ子供読書推進計画が動いております、来年度までとなっております。読書活動の推進の具合を測る指標として、1ヶ月の読書冊数を挙げているのですが、令和6年度から新たな計画を立てるに当たりまして、指標等についてワーキンググループなどで揉んでいるところです。今いただいた意見の方も勘案して、新しい計画に生かして参りたいと思います。以上です。

義務教育課 先ほど御指摘がありましたように、たしかに結果を受けての取組、検証改善委員会などでどういった学力が今必要なのか、それに対してどういった事業を作っていくのかというあたりの検討を行っておりますので、例えば先ほどお話しありましたように探究的な学習ですとか、みんな一律の一斉の学習ではなく、個別最適な学習ですとか、そういった部分をもっとわかりやすく入れ込んでまいりたいと思います。

梨本会長 ありがとうございます。丁寧にやるのであればその調査学習に力を入れている学校ないしクラスの相関関係を見るとかですね。もっと丁寧な個別分析なんかが出てくるべきだと思います。ありがとうございます。

補足をお願いします。

嘉藤副教育長 担当課から説明があった通りでございますけれども、学力学習状況調査の状況については、毎年度、違う場所について改善計画、検証改善委員会がありまして、そこで外部の方々も入れながら宮城の子どもたちがどこにつまずきがあって、それを解消するためにはどうしたらいいのかということを検討し、そこまでは非常に膨大なデータの分析、クロス分析をしながら、そのつまずいたところを授業で改善して、また、家庭と一緒に改善して、その内容をパンフレットもつくりながら、学校、保護者等に周知をしているところであります。点数の上下だけが話題になりがちでありますけど、大切ですけどもそれ以上に通常の授業を含めて改善していくというのが大切だろうと思っております。

梨本会長 ありがとうございます。伊勢委員からも御発言あります。よろしくをお願いします。

伊勢委員 伊勢でございます。宮城県の青年会議の理事という立場なのですが、本業がNPOというこ

とと、小関委員と一緒に石巻の高校の方に入らせていただいて就職支援をしております。

その中で、11ページの高卒就職者援助事業、進路達成支援事業に繋がるところ、今御指摘のあった小中学校の学力調査と全部繋がっていくと思うのですが、そもそも若者たちが、子ども、若者が社会的自立に向けて、どういうふうにもその手前でどんな施策をやって自立をしていくかっていうところの出口のところのサポートと社会に出た時のサポートっていうところをずっとやらせていただいております。その中で、学校の中に入っているからこそ見えてくるところもあるのですが、例えばこの合同就職面接会の企業説明会っていうのは、やったっていう事実は確かにあります。コロナ禍でできなくなったところもたくさんありました。

学校のことを言えば独自開催を3年やらせていただいております、学校の中に卒業生が就職をした企業とか希望するような企業を中心に呼び寄せて独自開催をしています。そうすると合同企業説明会と何が違うかという、間違いなく内定率が高く23、24社は呼んでいるのですが、7、8割の子どもがその企業に内定をもらって、生徒が選んでいきます。そうすると内定に繋がって、さらにその先の進路の達成だけではなく、定着っていうところまでしております。先生方と一緒に毎年1回電話調査していますが8割以上の定着率に繋がっているという結果が出ています。

また、学校の指導の仕方次第なのですが、説明会を子どもが大体半分の時間で帰っていきます。企業を呼んだところで帰っていくのです。ということは、そこに生徒たちが本当に目指す企業があるとか、企業の方は期待を持って来てくださっているのですけれども、そもそも期待したほど生徒がいないという実態があります。他の地区はちょっとわかりませんが、石巻地区はそんな実態が現実には起こっています。行政側は開催したというところで満足になるかもしれないのですが、実態も考えると、もうこういう時代ではないのかなと思います。

コロナ禍で見えてきたことがあって、卒業生の進路というのが学校によって全く違うのです。であれば、学校の方で開催できるように色んな機関が協力をして、その学校の卒業生の実態に合った校内合同企業説明会を開催するためのサポートができるような予算をつけていけないものかなというのが意見です。

あとはその進路達成についても、達成すればいいかではなくて、その先に定着をして、活躍をするっていうところまでを考えたのかなんですけれども、そこまで行くなってしまった時には、ただ送り出して終わりではないのです。そうなったときに、この思春期の先の青年期っていうところのサポートを手厚くする必要があります。なので、その指標をもう少し考えられないかなとは思っております。

梨本会長 ありがとうございます。2点御指摘いただきましたので、教育の方と労働の方の領域もあるでしょうか。関係するところからお答えいただけますでしょうか。

まず説明会等の量とか数だけではなくて質が大事だし、それが本当に高校生のニーズになっていくかどうかっていうことの御検討はいかがでしょうか。

雇用対策課 雇用対策課の高橋と申します。貴重な御意見ありがとうございます。私どもとしましても地元のハローワークと共同しながら、合同企業説明会をさせていただいております。今お話しいただいた学校ごとの取り組みということは、生徒にも地元で働くということをもっと身近に体験してもらい、定着率のことにも繋がるといことで、非常にありがたいと思っております。そのあたりをどこまで個別にできるかっていうのはそれぞれの地域にあるハローワークとか、あるいは学校現場の教育の配慮等についても話しながら、色々な取り組みを目指していきたいと思っております。

あと、定着の方につきましては生徒の方もそうなのでしょうけども、受け入れる側としてももっと若い方が長く働いて、企業に貢献してもらいたい。受ける側の企業も色々その若者を定着させるためにはどうしたらいいのかってことを私どもも少しずつではございますが、普及啓発に努めているところでございまして、こちらの方も引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

梨本会長 おそらく就職がゴールってことではなくその後どういうふうにも定着して、継続していけるかということで、早期離職のデータもおそらく行政としては持っているのだと思います。そういったものにもらみながらどのようにその後までフォローしていけるか、もっと言えばそれは労働政策だけでなく、もっと私どもで言うと若者教育とか青年教育みたいな領域な

んかもあるわけですけど、そういったときに、誰に相談するのかってことでももちろん職場や役所に相談することもあれば、もっと何か身近な若者同士で議論をすることだったり、様々な領域から取り組んでいただけることも大事なというふうに個人的には感じました。ありがとうございます。

他にこの基本的方向1について他にいかがでしょうか。では、伊藤委員お願いします。

伊藤委員 学校法人幼稚園から高校の18歳まで、15年間の一貫教育を展開しながら、感じることをお話しさせていただきます。幼稚園の方も、教育要領が変わりました。そして小中学校・高校も学習指導要領が大きく変わりました。21世紀ここに生きる子どもたちをしっかりと育もうという教育内容が変わっています。研究、研修、そして実践。というふうなところでは、相当、独創性が大きくなってしまいます。しかし、その中でも、労働基準局によって過重労働を抑えていこうという矛盾する実態がございます。グローバル社会、日本ということだけで考えてはいけない。やはり今、幼稚園の子どもたちがあと19年経ったら、大学を卒業したら、どんな時代が待っているのでしょうか。そういうことを想定しながら、教育が展開されなければならないのだと思います。そうしますと、例えば、国際共通語。英語ですね。外国の方々と親しく、日常的に会えば、そういう子どもたちは育まれるのでしょうか。これはやっぱり深刻な問題だなというふうに思っています。

言葉ってというのは、外せない教育。そして、受験のための英語ってというのは偏った英語、世界に共通する英語にはなくなってくる。これは非常に大きな問題じゃないかなというふうに思っています。

それからもう一つの言語、日本語。国際標準、母語教育、ランゲージーツというふうな世界共通の母語教育っていうことは当然あります。これも論理的にそして分析をしながら表現していく。そういうことに人間の思考回路が訓練されていかないとよくないですね。ですから、全国学力学習状況調査でも答えがすぐ出てくる問題と、それから、表現の問題とか分析する問題とか色々ありますよね。その分野についても細かく検証して行って、授業改善を小さい学齢からやっていかなければいけない。6年生で学力学習状況調査があるから5年生から特訓すると、それが変形してしまうと思います。

小学校の3年生で学力学習状況調査があって、いわゆる県ごとにですね、点数を上げるための取り組みをする。これは本末転倒だなというふうに思っています。やはり日常生活の中で世界の方向性を見合いながら、子どもたちを教育していくということ。

学校教育現場はやはり研究開発部と実践部の連動だと私は教職員たちに言っております。そしてどんな教育で子どもたちが大きく伸びていくかな。豊かに成長していくかな。この辺のところですね。研究開発をしながら、そして実践していこうと。

こうなってくると、教職員たちの労働時間。これについて考えなきゃいけないのですが、残念ながら今、教育現場は教職員になりたい若者達が育っていない。これが日本の危機状態だと私は思っています。

私の立場から言いますと教職員を招くのに本当に大変な労力を必要とする。これは日本全体の大きな危機問題というふうに考えています。財政上のことも、どこに焦点を当てて、どんな財源をどのように投入するのか。この辺のところも大きな視点で考えていないと。やはり日本は大変なことになるだろうというふうに感じております。以上です。

梨本会長 ありがとうございます。色々御指摘いただきましたけれども、行き着くところはやっぱりその教員の量や質をどのように確保していくのかというようなことが一番大事だったように思いますけれども、その点は国の施策とも絡むところがあるのですが、県としても独自に力を入れてやっておられるみたいなことがあるかどうか。そのあたりでもし何かあればお答えいただければと思いますがいかがでしょうか。

嘉藤副教育長 嘉藤でございます。公立の小中学校、そして高等学校周りということでお話させていただくと、コロナ禍がありまして、それまで言われていた教員の多忙感についてもさらに厳しい状況になっていると伺っています。そういう中で国の交付金なんかも活用しながら、スクールサポートスタッフであるとか。教員を補助する職員への手当をしてきているという状況がありますし、また、全国的に新卒で教員を目指す方っていうのがなかなか厳しいという状況があるのはおっしゃる通りであります。



幸い宮城県内においては今、一番教員の退職者が多い時期になっております。採用数の非常に多い時期になってきておまして、応募していただける新卒の方々の状況というのは、その状況の中でも変わらない状況になっていますので、宮城県の教職員をやりたいという人に入ってきていただいているのでありがたいなと思っています。

いずれその教員が正規採用される反面、講師が不足しているという状況は全国と変わらない状況です。そういった教壇に立ちたいといった方々をどう支えていくのかっていうのは我々も課題と思っていますし、そこに対して現場の手当をしていきたいというふうに思っております。

梨本会長 ありがとうございました。簡単な答えが出る問題でもないとは思いますが引き続き取り組んでいただくということでよろしいでしょうか。

基本的方向1で他にございますでしょうか。なければ他のところまで進んだ後に、全体で余裕があればぜひもっと御発言いただければと思います。

次に基本的方向2に進みたいと思います。「2 基本的方向2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」の項目について、これをまず事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは13ページを御覧ください。ここでは13ページから20ページまで説明させていただきます。

はじめに「2 基本的方向2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」「(1) 基本施策3 子ども・若者が抱える困難への総合的な支援」について現状から説明いたします。

子どもの貧困率については、全国の調査で3年ごとの数値のため、最新の数値は平成30年になります。平成30年における子どもがいる現役世代の相対的貧困率は12.6%で、そのうち大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%、大人が2人以上いる世帯の10.7%に比べ非常に高い水準となっているところです。

次に平成30年におけるひとり親世帯の世帯別年間収入の状況については、母子世帯は、200万から300万円未満の割合が最も高く、父子世帯及び養育者世帯は300万円から400万円未満の割合が最も高くなっている状況です。

14ページをお開きください。児童虐待相談件数は平成29年度以降増加し続けております。また、下のひきこもり相談件数は令和2年度と比較すると増加しているところです。

15ページを御覧ください。令和2年度までの千人当たりの不登校児童生徒数の推移になります。小学校中学校ともに全国と比べ高い状況が続いております。なお、令和3年度の不登校児童生徒数についても10月27日に公表されております。令和3年度も依然として全国と比べ高い状況になっているところです。

下の欄を御覧ください。令和3年度の石巻圏域子ども・若者総合相談センターに寄せられた相談のうち、3つ以上の重複課題抱えている相談件数の割合は54.1%となっており、単一相談より多くなっているところです。

16ページをお開きください。基本施策3の主な施策の実施状況について説明いたします。「指標10 いじめ対策・不登校支援推進事業」については、不登校児童生徒に対する学校の取り組みを支援するために訪問指導員の派遣や在学青少年育成委員を教育事務所に配置するなど、不登校児童生徒に対する多様な支援を実施しております。

「指標11 みやぎの若者の職業的自立支援対策事業」では若年無業者等が経済的・社会的に自立できるように、若者サポートステーションのメニューの充実等の運営支援を行ったところです。

なお、基本施策3に関連する事業につきましても、本資料の50ページの番号47から55ページの番号88までの事業となっているところです。

続きまして17ページの主要指標の一覧を御覧ください。ここでは3指標のうち、達成率90%以上となった指標はございませんでした。

「指標10 不登校児童生徒のうち、学校内外学びの場において支援を受けている児童生徒の割合」については、前年度より目標値に近づきましたが、さらなる支援体制をつくるため、今後、フリースクール等の民間施設も含めた関係機関とのより一層の連携強化が必要となっております。

一方で、「指標9 里親等委託率」については、前年度より2%下回りました。要因とし

ては、児童が抱える問題等が複雑化しており、里親等への委託が困難なケースが増えているものです。複雑な問題を抱える児童を委託できるよう、登録里親の育成等の取り組みを充実させる必要がございます。

続きまして「(2)基本施策4 子ども・若者の被害防止・保護」における現状について説明します。本県の令和3年中の刑法による検挙補導人員に占める少年の割合は年々減少傾向にあります。

18ページをお開きください。小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和2年度は前年度より減少しております。

しかし、令和3年度のいじめ認知件数については、10月27日に公表されましたが、小中高等学校及び特別支援学校ともに令和2年度より増加しているところです。下の図表17は、全国の状況になりますが、中学校の3年間におけるいじめの被害経験率や加害経験率は、どちらも6割を超えております。

19ページを御覧ください。令和3年度全薬物事犯の検挙人員が前年より減少しております。また、下の少年による薬物事犯(薬物四法)の検挙人員は前年より減少しております。

次に主な施策の実施状況について説明します。「指標12 薬物乱用防止教室の開催」については、各警察署に配置された少年警察補導員を中心に、小中高等学校において児童生徒の発達段階に応じた薬物乱用防止教室を開催いたしました。

20ページをお開きください。「指標13 いじめ対策・不登校支援推進事業」については、いじめ根絶に向けたいじめ防止動画を募集し、優秀作品をテレビCM等で広く公開するなど、児童生徒によるいじめ防止に向けた主体的な取り組み等を行いました。

なお、基本施策4に関連する事業につきましても、56ページの番号89から57ページの番号102までの事業となっております。

主要指標表の一覧を御覧ください。ここでは2指標のうち、達成率90%以上は1指標でした。

「指標13 「子どもたちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で、「十分できた」「ある程度できた」と答えた学校の割合」については、前年より高くなっています。教職員が児童生徒一人一人の様子に配慮し、関わりを多く持つことで、子どもたちの心の変化を丁寧に見取ろうとしたためと思われます。

一方で「指標12 小・中学校、高等学校における薬物乱用防止教室の開催率(国立・私立・仙台市を除く)」については、令和2年度は調査が中止となっているため、前年度との比較はできませんでしたが、高等学校で達成率90%以上となっています。

一方で小中学校は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、集合型の行事が制限されたことから開催率が低い結果となっているところです。

基本的方向2の説明は以上となります。

梨本会長 ありがとうございます。それぞれの施策に関連する課や室から補足説明がありましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

それではただいまの基本的方向2について委員の皆様から質問、意見等ありましたらお願いします。秋田委員お願いします。

秋田委員 不登校、ひきこもりという問題は先日、全国でも指数が出ましたけれども、子どもの少子化に伴って、本来は減るはずですが、増えているというところでは社会的な環境等の影響があるように思います。不登校、ひきこもり者の家庭に対する支援までたどり着くことが難しく、なかなか家庭の中に入り込めないのです。スムーズに早期に相談の窓口に繋がりにくいのはなぜかと申しますと、小学校、中学校等義務教育においてですが、家庭内でも、少し休んだら再度通学するのではないかと、学年が変われば大丈夫かもしれない、本人はもう少し待って欲しいと言っているし・・・等ともう少し様子を見ることを選ぶわけです。ただし、誰とも交流がなく一人で過ごすことで、解決策が見いだせずあつという間に月日が過ぎていくわけです。孤立している中で、自分から意を決して学校に戻るとか社会に戻るといことはかなり難しいのではないかと思います。自分で決断してひきこもる事を選んだので、人の力を借りず自分の力で再出発しようと思っているわけです。

それと同時に、やはり経済的に困難な家庭が増えたということもあり、親御さんも働かないと生活ができない中で我が子が1人家庭の中でひきこもっているとか、こういう状態が

増えているっていうことは、子どもの問題として何か私たちがやることがあるのではないかと考えます。

その中で、県内の不登校児童、ひきこもり者の家庭が置き去りにならないようにと考えたときに、彼らには家から社会へ導く手立て（心の準備を整える居場所）は必要ですが、居場所に至るまでの間をどのように繋いでいくのかを考えますと、少しずつ家庭との関係性を保ちながら居場所に誘導したりするプロセスを支援者が描きながらやっていくような仕組みを作っていくことが必要だと思います。そのためには人材の育成等も必要ですし、支援者自身がひきこもる本人と家族の心理を理解することが必須です。理解することと共に、初期相談を丁寧に行い、一回だけの相談で終わることがなく継続相談までもっていく必要があると思います。相談を継続的に行うことで、見えてくる様子や困り感、家族環境等の中で、今後の方針や必要な機関が見えてきます。家族との信頼関係を作ることで、面談がスムーズに行うことが出来、やがてご本人に繋がるわけです。

今後、どのような支援者がどのように介入していくかが、早期に解決へ導くための大きなカギになってくるはずですが、介入からご本人に会えてそれで終了ではなく、これからが本人支援に入りますので、一人一人に合った居場所＝空白の時間を埋めるメニューが出来る所が必要になります。そこまでの流れを考えた構想をお持ちでしょうか。

梨本会長 関係する部署の方はいかがでしょうか。

事務局 申し訳ございません。本日、精神保健推進室の担当がおりません。詳しい内容につきましては、精神保健推進室となりますが、精神保健推進室で取り組んでいるものとしましては、保健所等で行っているひきこもりの相談支援ですとか、あるいはひきこもりの方の居場所づくりということで北部地域2ヶ所と南部地域に1ヶ所、マイペースここテラスというような居場所づくりを行っております、そちらで対応しているというところは私の手持ちの資料で確認できるところでございました。

秋田委員 私どもも県南の方の居場所とひきこもりセンターを受託しており、その中で名取に居場所があるのですが、直接居場所に来ることのできる人はほんのわずかです。なかなか来所に至るのが難しく、こちらから各市町村に出向いて広報活動を行っておりますが、その際にこちらの方に紹介いただく方は、主に障害があり、病院にだけは行くものの、自宅でひきこもつ方たちです。その方たちにとっても居場所は必要ですが、私たちが目的とする、不登校、ひきこもりの青少年の人たちのケースはまだまだ少ない状態です。市町村の担当者の理解度もまちまちですので、もう少し不登校、ひきこもりの理解を深めていただきたいと思います。居場所のもたらす効果や必要性を、再確認していただければ幸いです。

梨本会長 それでは今日こういう議論があったということ、担当の方にお伝えいただければと思います。

伊藤委員 ここ3年ぐらい社会はストレス社会になっています。そして子どもたちが医療の機関を受診するということが増えました。ところがその予約が3ヶ月先というふうに待たされています。これが現状であるということは、本当に大変な問題になっている。

それから子どもたちの中には起立性調節障害というふうになんか付けれられている子どもたちもいます。子どもたちが発症しているその特徴を分析しながらスピーディーに対応ができるようにしなければならないのではないかなと思います。

例えば学校現場では起立性調節障害の子が何となく増えてきているぞと感じています。そんなときに、ドクターをお呼びして、教職員たちの研修会をする。それから不登校、発達障害、こういうところも専門家の方々のお話を聞かせていただいて、そして保護者と学校がどう連携を取って、どう機関と繋がっていくのか、これは子どもたちを取り巻く現代社会の状況であり、色々な機関と学校教育現場が連携するようなシステムが必要なんじゃないかなと思います。

梨本会長 今の話っていうのは福祉とか教育とか領域ごとにそれぞれっていうことではなくて連携を取って役所の取り組みの中でも繋いでいただくことが大事かと思いますのでそのあたり

も工夫していただくことをお願いしておきたいと思います。

伊勢委員 私の方からは3点あります。まず、質問・意見・提案ということで3つお話をさせていただきます。質問についてですが、行政、民間、教育現場、地域社会により色々やってはいるのですが、最終的に子どもたち、若者の自立とかに向けての支援はありますが、最悪の場合は、私は自死だと思っています。今、石巻の方で今年の3月から高校生、若者の居場所ということで一軒家を借りまして、週3回、放課後に場所を開放して運営しています。ちなみに運営は民間助成で、全部寄付でやらせていただいています。サードプレイスが大事だと思って高校生、若者のサードプレイスということで空けましたが、機能としては間違いなくセカンドホームでした。若者や高校生たちが求めているもの。震災がきっかけにというのが、どうしても石巻のところではあります。家庭の機能が崩壊しているところでは若者たちは言いますが、ここどんな場所って聞くと、「家です」と。サードプレイスな居場所がなく、家庭的な機能を求めて、そういう場や人が必要だということを感じています。

安心して話せる環境や関係性もあるからこそ、色んなことを話します。衝撃的な本音を皆言うわけです。「死にたい、死にたい」、親から「産まなきゃよかった」と。子どもたちは日常にそのような思いを抱えています。その中で、宮城県の子ども・若者の自殺率、自死という数字が出てこないのですが、質問としてその数字が出ているのかどうかを教えてください。まずは1点目、質問です。

事務局 先ほど申しあげました通り担当課が精神保健推進室になっております。手元にこちらの方で資料として数字は把握していないところでございます。申し訳ございません。

伊勢委員 私たちは何のためにやっているかって言ったらそういう人を出さないためですね。ということでも明確な指標としてそういう人をゼロにするっていうのは、非常に大事な視点だと考えています。意見というところでは、色んな担当部署の方とか、色んなところが一生懸命やっているのも十分承知の上で、私のところに帰ってくる若者たちが言うことはですね、行政機関がやっているようなところとか石巻圏域の子ども・若者総合相談センターの対象者になっていることも重々承知の上、こういうところに相談はしません、行きません。数字に現れない子どもたちがたくさんいる。そういう子どもたちをどうやって救っていくのかっていうところを真剣に議論しなければいけないだろうと思っています。小中学生であれば学校などを通して、家庭の方に入っていくことができるので、キャッチしやすいところもあると思うのですが、高校生以上になると高校にも来てない子もいます。そういう子たちというのは、大人がいくら言ったって、そういう場所があったって行こうとしないわけですね。学校の中にカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが入ったところで、そこに対して引け目を感じていたり、相談すること自体をマイナスととらえているので、相談しにくい環境があります。その中で、居場所を作ればOKかといえばそうではなくて、信頼できる関係性であったり、信頼できる大人から言われてはじめて足を運ぶってということがあります。となると、いくら専門的な場所やこういう相談支援センターとかを作ったところで、全然解決にはならないです。その若者から言われた、衝撃を受けた言葉を紹介すると、一つが、「条件付きなんだよね」ということです。行政機関や色んなところが作ったところはどうしてもその高校生、若者からすると自分が、年齢的な対象になればというところもあるかもしれませんが、例えば困窮家庭じゃなきゃいけないとか親を亡くして遺児だったり孤児だったりとか、精神疾患を患っているとかそういう条件に当てはまらないと通えない。そうではなく気軽に話せる場であったり、専門家と話すではなくて、高校生、若者だと共感ができる同じような環境にいる子たちと話し合うだけでかなり気が休まるのです。そういうような場みたいなところをもう少し税金の使い方として検討していただければありがたいのかなっていうところが意見としてあります。高校生、若者というのは周りが言ったところでなかなか支援に結びつきにくい。自分たちで社会に出るための手前の段階なので、判断をして、決断をしていくっていうところのプロセスがあるというところを把握していただければありがたいと思います。

あとは高校生を過ぎてしまうと自己解決をしなきゃいけないという問題があります。サポートはやっぱり学校に所属している間が繋がりやすいのですが、家庭の中での機能が崩壊をしたときに、自分がその自立に向けてっていうときに親がしっかりしてればいいのですが、

親そのものが精神疾患を患っていたり何かに依存していたりとか、機能していない状況の時に色々サポートを受けて本人が自立しているところに向けていったときに、親の問題とか家庭の問題が一気に高校生の子の肩にかかってくる。そういった時にやっぱり行政にいくら相談をしても、病院に行きなさいと言われ、全然解決しない。今夜食べるものも冷蔵庫がからっぽではありませんという状況になった時に、誰がどうサポートするのかっていう、現実の問題があります。

あともう一つ事例を挙げると、石巻市に身内が住んでいて、不登校、ひきこもりを経験し、心機一転、こちらに引っ越してきた若者がいます。それで発達障害を持っているので、そういうサポート機関のところにも相談に繋いで、本人の調子が悪いということで、メンタルクリニックに行くのはどうかと相談をいただいています。では、メンタルクリニックに行くには保険が必要なので、役所の方に行って、保険に入りたいですって言ったら、就職してから来なさいと言われるのです。バイトの面接で全部落とされるのですよね。だからそういうところに行っているのに。そういう子たちに対して、私たちは何ができるのか考えなければいけないという提案です。以上です。

梨本会長 ありがとうございます。非常に重い、どう対処したらいいのか非常に難しい問題を御指摘いただいたと思っておりますが、この点についてまずは行政の方で何か対応できそうな点などありますでしょうか。それぞれの領域で、様々な施策、取り組みがもうすでにあるわけですが、その延長線上ではもう済まないのではないかと。今までやってきたことが届かない問題が出てきているし、今までカバーしていたものではカバーし切れない新しい課題が出てきているし、そういったところとどう向き合っていくかっていうことだと思っておりますので、簡単ではないかと思っておりますけどもし何かあれば。

伊勢委員 別にここに答えを求めているわけでもなく期待している訳でもないのですが、私たちが納めている税金をどういうふうにするかっていう議論を関係部署の方たちと今の子どもや若者が抱えている現状をしっかりとこういう会議の場ではなくて、私たち自身が熟議をする場が必要で、そういう各施策を作っていくていいのかなと思っております。税金が投入されているわけですので、何にお金を使うのか。本当に私たちが救わなければいけない子どもや若者がどういう子たちなのかっていうところをしっかりと議論をして、実現に向けてそういう形になることになったらいいなと思っております。

梨本会長 どういう問題が、あるいはどういう子どもや若者がいるかということも、県全体で一律ではありませんし、あるいはそういう発生した問題に対してどういう対応ができるか、できないかっていうことも地域によっても色々です。県全体でこれを一律にやるという発想ではなく、もっとそれぞれの市町村だったり、もっと小さな単位で地域ごとに出てきている色々な問題に目を向けながら、優れた取り組みをもっと広げたり共有していけばいいし、あるいは地域で見えてきたことと、別の取り組みに生かしてもいいのかもしれないし、計画をこれまでの延長線上だけで継続するというだけではなくて、もっと本当に色々な問題にちゃんと届いているのだろうか、解決に近づいているのだろうかというようなことを本質的に見つめ直していただくようなことをこの会議でもやらなきゃいけないのだと思うし、あるいはもっと違う場でやらなきゃいけないのかも思います。そういう議論があったということ、それがこの場で結論が出る問題ではないと思っておりますので、それぞれの委員のレベルあるいはそれぞれ行政組織のレベルでも取り組みを再検討していただくとともに、またそれを何らかの形で引き続いて議論をしていければいいのかなと思っております。関連して何かございますか。

小関委員 この場に参加させていただいて、宮城県のいじめや不登校が全国平均と比較して高いということに対して悲しいと感じます。私も高校生と小学生の母としての立場としても。なぜだろうと思うのですが、なぜではなくてそれをどうしたらいいのかを考えていかなきゃいけないのだなと思っております。主な施策を拝見させていただくと全国平均を上回っている現状に対し、結果があまり変化がないように感じています。新規性がある、新しい取組をしていく必要があるんじゃないかなと感じております。ここでご紹介ですが、私たちの団体で行っている取組を二つご紹介させてください。まず一つは宮

城県の助成金で御支援をいただいている高校内の居場所カフェという取組です。教育の現場と地域が手を組んで、先生でもない親御さんでもない第三の大人が学生と社会の接点を作る取組です。問題の早期発見予防の目的もあります。学校から離れてしまってから、繋がり先がなくなってしまう子どもたちだとか、本当は働きたいけど働けない若者って本当に格差があるので、もっとその前段階から、何かしなければならぬのではないかとということで、石巻市を中心に居場所カフェづくりを始めています。

学生たちも社会には色々な大人がいるのだなっていう多様性を学ぶ機会にもなると思いますし、先生方も対応が難しい学生に対し共有をして一緒に進めていくことができるので、忙しい先生方のサポートにもなります。学校内の課題を教育現場だけで抱えるのではなく地域も交えてみんなで支えていく仕組み作りがとても大事ななと思っています。

もう一つなのですが、若者が相談に来ないというお話が先ほどあったのですが、連携している大学や高校の相談室や先生方からも学生がなかなかリアルで相談に来なくなっているという話を聞きます。今の学生はLINEを使うよね、等。ということで、私たちはオンラインの居場所支援に力を入れております。Zoom 面談だけではなく、今の若者が好きなゲームの場所に支援の場を作るというオンラインゲームを使った居場所支援、ひきこもり支援を今年から始めました。支援者は我々ではなく、大学生のチューターを募集しまして、その大学生に入ってもらって、そこで一緒にゲームして Discord 内でゲームを楽しみながら会話をします。最終的には社会に向けて何か一歩挑戦、という仕組みですが、今モデル的にやっている事例では利用の若者が少しずつ心を開いてくれて、効果を実感しています。自治体でも本格的に取り組んでいるところもあります。これからの世の中は、やっぱりオンラインをうまく使って子ども側の視点に合わせた新しい取り組みがとても大事になってくるのではないかなと思います。但しオンラインだけに偏るのではなくて、リアルと両輪で仕組みを作って支えていく取り組みが必要なんじゃないかなと思います。

梨本会長 これもすぐにどこでもっていうようなことは難しいのかもしれませんが、それぞれの取り組み、持ち帰ってまた検討いただければと思います。基本的方向2で何かありますでしょうか。藤田委員お願いします。

藤田委員 いじめ問題に関してなんですけれども、私、県のスクールロイヤーをやっております。また、学校に行けなくなったお子さんたちからの相談を受け続けたりしております。それで、非常に気になりますのは、今現在のいじめというのは、皆様御承知の通り、法律の定義が非常に広く、認知件数の増加っていうのはむしろ当然だと思います。あと資料にもあるように加害被害体験が6割を超えているのですが、それもその定義に則ったら該当は多くなると思っていまして、いじめ問題に関して、数字にこだわるといのはちょっと危険だなと思っております。その状況でいじめ根絶いじめゼロの現場解消率100%を目指そうってやってみると、それは事実上不可能といえますか、絶対トラブルが起きるので、それをゼロにし解消しようとする、正直現場の先生が大変混乱しておられます。あれもこれもいじめになっちゃう、どうすれば解消したことになるだろうということで非常に混乱されておられるなどというふうに思うのです。ですから認知件数を確認するとかということは、必要なかもしれませんが、根絶とか、いじめゼロ、解消率100%とかそういうところにこだわらずに、いじめというのは、もう現場では必ず起こると。起こったときにどうなるか。正直、いじめ問題があつて、いじめがあつたというふうに報告したとしながら、先生方が努力されて、どの子も不登校になっていないと。対応を頑張ったりだとかクラス替えとかっていうことで、いじめ件数報告を上げているけれども、例えばお子さんの自死に繋がるとか不登校へ繋がるとかでもなくて学校の先生方が現状に合った対応をしていこうとして対応しておられる学校とかもあります。私の感覚としては学校によって対応能力に差があるのですが、いじめ問題に対応するときにはそういう数字ではなくても必ず起こるという前提で、そこにどういう対応をしたか、できたか。いじめ問題があつたけれども、その先の自死に至った、ひきこもりになったとかではなくて、こういう形で卒業までつなげましたという事例の蓄積とかも必要じゃないかなと思っております。いじめに関する指標をある程度その認知とかそういう大変な処理とかいうだけではなく、具体的な対応とか話を聞く機会を作ったとか、学外の居場所の確保だと思います。そういうところとつなげていじめ単独問題として数値ばかりをあんまり気にしないほうが、現況としてはいいのではないかなと思っております。

梨本会長 ありがとうございます。ただいまの御指摘は計画策定時に指標を変えるときに反映されたというようなことだと思っています。この主要指標の13番がこれだけで十分なのかどうかということもあるのかなと思いますので、また引き続き検討いただければと思います。それでは基本的方向の次の方に移りたいと思いますのでまた何かどうしてもってことがあればまた後程伺いたいと思います。

それでは「3 基本的方向3 子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する」の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは21ページを御覧ください。ここでは21ページから25ページまで説明させていただきます。はじめに「3 基本的方向3 子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する」「(1)基本施策5 子ども・若者を取り巻く有害環境への対応」について、説明いたします。こちらは全国の調査になりますが、インターネット利用者に占めるSNSを利用する人の割合については、年々増加傾向にあります。また下の欄になりますが、SNSに起因する事犯の被害児童数は、こちらも全国の調査になりますが、令和3年は前年より減少しているものの、高い状況が続いているところでございます。

22ページをお開きください。それでは基本施策5の主な施策の実施状況について説明いたします。「指標14 インターネットフォーラムの開催」については、青少年インターネット安全安心利用フォーラムを開催するとともに、県内の小学6年生を対象にスマートフォン等の適切な利用方法を学ぶ啓発パンフレットを配布するなど、青少年がインターネットトラブルに巻き込まれないよう取り組んでいるところでございます。なお、基本施策5に関連する各種事業については、58ページの番号103から番号105までの事業となっております。

次に主要指標の一覧を御覧ください。ここでは2つの指標がございます。達成率90%以上の指標は一つでございました。「指標15 「スマートフォン等の使用について家庭で約束したことを守っている」と答えた児童の割合(小学5年生)」ですが、こちらにつきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により調査が中止となったため、前年度と比較はできませんが、令和3年度は82.7%と目標値に近い数値となっております。

「指標14 インターネットの安全利用に関する講話実施件数とDVD貸出件数」については、こちらもコロナの影響から、講話実施件数は減少しましたが、DVD貸出件数は増加しております。今後もインターネットを介した犯罪被害等から青少年を守るため、関係機関と連携し、より一層の周知に努め、件数を増やしていく必要があると考えております。

続きまして次のページ「(2)基本施策6 子ども・若者を支えるネットワークづくり」について説明します。現状ですが、本県における今住んでいる地域の行事に参加していると回答した児童生徒の割合は、小学6年生、中学3年生ともに全国の割合を上回っているところです。

主な施策の実施状況における「指標16 地域型保育給付費負担金」では、保育を必要とする子どもに対して、小規模保育や家庭的保育等の施設等を提供しております。

24ページをお開きください。指標17の真ん中になりますが、「いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業」については、高等学校で学ぶ意義や望ましい人間関係の構築などを推進するため、学校生活適応支援員の配置や自己有用感、協働の大切さ、学びの必要性などに気づかせる学習活動を研究開発し、広げる取組等を行いました。なお基本施策6に関連する各種事業につきましても59ページの番号106から60ページ番号114までの事業となっております。

25ページの基本施策6主要指標の一覧を御覧ください。ここでは3つの指標のうち、達成率90%以上の指標はありませんでした。「指標16 保育所等待機児童数」では、前年度から71人減少しました。保育所等の整備が進んだことにより、一定の成果は見えましたが、人口が集中する市町村が依然として保育ニーズが高いため、待機児童の解消に至っていない状況です。今後は待機児童約8割を占める3歳未満児の対応が求められております。

「指標18 地域学校協働本部がカバーする学校の割合(公立小・中学校)」については、前年度と比べ割合が高くなりました。地域学校協働本部の立ち上げや校区ごとの増加を計画している市町村もあることから、今後より目標値に近づくものと思われれます。

基本的方向3の説明は以上となります。

梨本会長 ありがとうございます。施策を担当する部署から補足説明があるでしょうか。なければ委員の皆様から質問、意見等ありましたらお願いします。

館田委員 22ページのところの主要指標で、「14 インターネットの安全利用に関する講話実施件数とDVD貸出件数」、それから「指標15 「スマートフォン等の使用について家庭で約束したことを守っている」と答えた児童の割合（小学5年生）」の指標ですけれども、昨年度、令和2年度あたりからギガスクールでタブレットが配られてオンライン授業が行われるようになってきていますので、この指標の取り扱い方をもう少し別の観点で変えていかないといけないと思います。劇的に使い方が変わってきていると思いますので、見直しが必要だと思います。

あと先ほどの話のところにも絡むのですが、すべての産業で人が減っていて、色んなところで人が減っていて、人がいなくて困っています。私は情報通信が専門なので、ICTの業界に人がいないのでどうしたらいいかっていう相談が非常に多くなっています。その中で、教育とかそれから介護とかそこら辺に関しても、いかにその専門の方々を本当に必要なところに割いて、もう少し手前の専門の方でなくてもうまくさばけるところをITにできないかということがすでに始まっております。

参考までにお伝えしますと、例えば本当にメンタルヘルスになっていないけれどもちょっと鬱の一手手前っていう学生とかが新型コロナウイルス感染症が流行してからものすごく多くなっています、それは認知行動療法とか、専門の著名な先生が監修されて、人手を介さないでLINEみたいなオンラインのチャットを人工知能で、こういう問いかけがきたらこう返しますっていうサービスとかがいくつかあります。そうすると、自分でまず自分自身の状態を問いかけて返ってくるっていうことをやっているうちに、自分はこういうことに悩んでいるんだと。じゃあ、何とかしようかなと。人じゃないですが、AIに語りかけることで大体自分の状態に気づいて、本当に深刻な状態にならない。ただ深刻な方もいるので、こういう答えが来たときには、危険ですよっていうのを専門家と人工知能で研究して、例えば誰かに話したいってなった時には、だったらここに電話しましょうとか、こういう組織があるので、ここに今から連絡しますかといった形で自治体ごとにそういうところに問い合わせをし、最後に必ず人が返せるようなところに持っていくような仕組みもいくつかあります。

例えば東京都では、東京都のホームページでそこに繋がるような形にしたりしているそうです。10代20代の女性がすごく多いのだそうです。なので、オンラインでも最初から人の手を介するものすごく人手がいるのですが、本当に深刻な人にうまく振り分けるっていうのは、ICTでも実現できるようになってきているのかなとは思っていますので、御参考です。

あとは実は児童虐待も調査員の方とかがものすごく大変で、本当に必要なところに行けないということもあります。個人情報のデータなので非常に取り扱いが難しいのですが、そのデータをしっかりと人工知能で学習させて、どういう状況になったら本当に訪問しなきゃいけないかみたいなものをしっかりとシステムと人とで確認するようなものも色んな自治体で実証も始まっていますので、すべて人が関わるのが一番いいと思うのですが、どうしても人口減少で難しい中では、そういった取り組みをICTの技術と、現場の方と一緒に考えていくっていうことは必要だと思います。

梨本会長 ありがとうございます。ネット利用の指標についてはまた改めて検討いただくことにしたいと思います。あと、AIの活用も本当に大事なことで、さっきも出ましたけれどもやっぱりこれまでの取り組みの延長線上でずっと続けてくただけではなくて、何か新しい取組をどんどん活かして、導入していくことが大事なんじゃないかなと思いますので、この辺りも検討いただければと思います。他に基本的方向3で何かございますか。

伊勢委員 22ページの共同参画社会推進課でやってらっしゃるインターネットフォーラムですね。インターネットの安心安全利用フォーラムっていうのであれば、開催もぜひインターネットを活用して行っていただくのが、まず第一歩かなっていうところですね。

そして、私も色んな学校に入らせていただくのですが、パンフレットって作った側は作って安心っていうだけで、学校の現状としては、多分配布されることってあんまりない可能性も高いです。学校だって文科省とか教育委員会から来ると、配布っていうのは絶対されると



思うのですが、色んなところからすごい数の資料が送られてきて山積みになって、それを配布するっていうこと自体も学校としては多分かなり負担であるところもあるかとは思っています。この予算をかけるのであればY o u T u b eとか動画とかDVDでもなく、これからはQRコードで読み込んで、全員タブレットを持っているわけですから、それをこのQRコード読んでみてねっていうような、子どもたちに合わせた取り組みに変えていただくと、参加者80人ではなく、これを読んでもらえれば全員が安心して、インターネットの活用がわかる、個人で学ぶっていうふうにとんどん変わっていますので、そういうような取り組みに変えていただくとありがたいのかなと思いました。

そうすると、さっき小関委員がおっしゃったような子どもたちとか若者目線の取組にもなります。館田委員がおっしゃったような、開催に向けて多分すごく労力がかかると思いますので、動画配信とかこれを見て、しかも見て終わりではなくて、子ども目線でクイズ形式とかわかるような目的とか、理解が進むような、工夫をしたものの方がいいと思います。大人目線で作っちゃうと硬くて面白くなって、ただ見て流すだけみたいになってしまうので、インターネットをどういうふうに適切に使うのかっていうところで、工夫をした作り方にさせていただくとありがたいのかなと思いました。

梨本会長 これも引き続き検討いただければと思います。基本的方向3で何かありますでしょうか。では基本的方向4に移りたいと思います。「基本的方向4 子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する」について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは26ページを御覧ください。ここで26ページと27ページで説明させていただきます。はじめに「4 基本的方向4 子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する」「(1)基本施策7 地域における多様な担い手・サポーターの養成支援」について現状から説明します。全国の調査になりますが、図表23 NPO法人が抱える課題の令和2年度は、後継者の不足が44.3%、人材の確保や教育が62.9%となっており、平成29年度より高くなっている状況です。

主な施策の実施状況については、「指標19 子ども・若者支援地域協議会」については、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、宮城県子ども・若者支援地域協議会を複数回開催し、関係機関のネットワーク強化を図ったところでございます。

なお、基本施策7に関連する各種事業については、61ページの番号115から番号121までの事業となっております。

27ページの主要指標の一覧を御覧ください。ここでは3指標のうち、達成率90%以上の指標は二つございました。

「指標20 青少年育成支援者養成事業参加率」については、目標値を達成することができました。地域で青少年健全育成活動に取り組んでいる青少年育成推進指導員等を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行った上で研修内容の充実を図りながら、地域研修会や研修大会等を開催したところ、参加率が向上したものです。

「指標21 内閣府主催研修事業への参加率」については、新型コロナウイルス感染症の影響で開催形式がオンラインとなりました。そのため定員数が例年より増加したため、参加者数は令和2年度より増加しましたが、定員数には達しませんでした。その結果、参加率が減少しております。

なお「指標19 子ども・若者支援地域協議会実務担当者会議への参加機関数」については、コロナの影響により、令和2年度は開催を見送ったため、前年度との比較ができませんが、令和3年度の状況をみますと、市町村の参加率が低いことから、協議会をより一層充実し、市町村の参加促進を図っていくことが必要と考えております。

基本的方向4の説明は以上となります。

なお、次の28ページには、今まで御説明して参りました、基本施策ごとに記載していた主要指標を一覧表として掲載しております。私からの説明は以上となります。

梨本会長 ありがとうございます。基本的方向4について補足説明はございますか。特になければ、委員の皆様から質問、意見等をお願いします。

## 各 委 員 （意見等なし）

梨本会長 では基本的方向4に限らず全体を通して、発言したいということがあればお願いしたいと思います。

多分もっと色々あるのだと思いますけれども、先ほど出たように今までの行政施策全体の見直しみたいな話も出ていますので、引き続きそれぞれの部署で、もっと言えばそのそれぞれの部署だけではなく行政全体として、どの領域のやっていることがどう効果を発揮しているのか、いないのかということも検討いただくというような課題が出たかと思います。

それでは議題の（1）はここまでということにさせていただいて、何かありましたら行政の方に直接お話いただければと思います。

次に議題の（2）青少年健全育成条例の一部改定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局の青少年健全育成条例の方を担当しております佐藤です。青少年の健全育成条例の改正につきまして私の方から御説明をしたいと思います。

資料2を御覧ください。昨年の協議会の結果でも青少年健全育成条例の一部改正案ということで、説明をさせていただいております。本年4月1日に青少年健全育成条例が改正され、施行されましたので、改めて説明させていただきたいと思います。条例の改正の趣旨につきましては、昭和35年に施行された青少年健全育成条例なのですが、青少年の定義を6歳以上18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く）と規定されてきました。

しかし、青少年を取り巻く環境の変化等により、6歳未満の者に対しても、健全な育成を阻害する行為による影響が少なくない状況になって参りましたので、民法改正により成年年齢が引き下げられたことなどに伴いまして青少年の定義も改正しております。改正の内容としましては、年齢下限6歳以上とした年齢の下限撤廃と青年擬制も改正によって撤廃しております。それに基づきまして青少年の定義につきましては、18歳未満のものということになっております。

2番目として図書類自動販売機管理者の年齢要件の改正になります。図書類自動販売機の管理者に年齢要件が20歳以上の者と要件がありましたが、こちらを民法改正に伴いまして年齢を18歳に引き下げております。あと表記の整理を行っており、覚せい剤取締法等の改正に伴い、覚せい剤が漢字の覚醒剤に表記変更されたことに伴いまして、常用漢字等の変更になった賭博、すべてそういった文言につきましても条例の中で改正を行っております。

青少年健全育成条例の一部改正については以上となります。

梨本会長 御説明ありがとうございました。4月からもうすでに施行されているということの報告ですが、皆様から質問、意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それではここまでにして、次に議題の（3）その他です。（1）の議題でも色々出ましたし、その他で、今日この協議会としてもこれからどんなふうにも、どんなことを取り組んでいかなきゃいけないのか、議論しなきゃいけないかってことなどもあるかもしれませんので、その他で追加のものがあれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

言い足りない、言い残したことがかなりあるのではないかと思いますので、事務局の方にまず何かありましたら、お知らせさせていただいて、それを担当するそれぞれの部署の方にお伝えいただくということにしたいと思います。その他、特になければ議題はここまでということで、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。御協力いただきありがとうございました。

司 会 梨本会長、議事進行どうもありがとうございました。委員の皆様長時間の御審議ありがとうございました。

本日藤石委員の方から資料提供、情報提供いただいております。藤石委員から何かございますでしょうか。

藤石委員 チャイルドラインではフリーダイヤルとオンラインチャットの相談と、あとはチャイルド

ライン支援センターのホームページ上でつぶやくという言葉に何もハードルがない、年齢も性別も住んでいるところも聞かない、つぶやいて投げるといようなものを作っています。

つぶやくということに関しては、子どもがツイッターにつぶやけばアカウントからその人が特定される、裏のアカウントまでも見られてしまうリスクがある中で、こういった何も無いところに、とにかく子どもの本音がたくさんつぶやかれて、月に千件以上はつぶやかれています。

ここでつぶやいたレッスンを経てからオンラインチャットで誰かと話をするっていうような段階を踏んでいると思います。オンラインチャットから見えることは、7割以上がとにかく家庭の問題を抱えていて、死にたい、消えたい、今すぐ消えてしまいたいということがとても多いです。子どもたちのチャットでは年齢がわかっている、大体小学校から中学校のおさんが非常に多いように思います。

チャットでも物足りない子はフリーダイヤルにかけてきますので、子どもたちの中ではそういう仕組みになっているのかなと思っています。私たちの団体では、仙台市と宮城県から社会不適応の子どもたちの発達ケア事業を委託されていて、1週間に1回別の団体で借りているアパートに泊まって、就労の準備だとか就労の訓練などしていることもあって、見えてくることもあります。里親を全国で推奨しているのですが、私たちの団体としては、その辺は悪いとは言えないですけど、里親さんの質の担保が必要だと思っています。以上です。

司 会 ありがとうございます。最後に事務局の共同参画社会推進課の石田課長から御挨拶があります。

石田課長 本日は多数の貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございます。私ども、共同参画社会推進課では県全体あるいは地域ごとに子ども・若者支援の協議会を開催しまして、関係機関の連携あるいは情報共有を図っておりますけれども、本日、まだまだ手が差し伸べられていない方々がたくさんいらっしゃるということを改めて認識した次第です。様々な分野の方々の御意見を今後も頂戴しながら、取組の改善あるいは充実を図ってまいりたいと思っております。

さて、委員の皆様の任期でございますけれども、今年の12月末で満了ということになっております。この2年間、本日、審議いただいた第3次計画の策定など、県の青少年行政の推進に様々な面で御指導、御支援いただきまして、誠にありがとうございました。今後個別に委員の改選等について御相談をさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、引き続き、県の青少年行政をはじめ県政全般にわたりまして、御理解と御協力賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

司 会 それでは以上をもちまして令和4年度宮城県青少年問題協議会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。